

都留市高齢者虐待対応支援マニュアル

令和2年7月改訂

目次

第1章 高齢者虐待とは	
1. 高齢者虐待防止法の成立	4
2. 高齢者虐待防止法による定義	4
3. 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	13
4. 高齢者虐待防止に向けた基本的な視点	16
5. 留意事項	18
第2章 養護者による虐待への対応	
1. 高齢者虐待の未然防止の取り組み	20
2. 高齢者虐待の早期発見のための取り組み	21
3. 養護者による高齢者虐待対応	23
4. 初動期段階	25
5. 対応段階	37
6. 終結段階	39
7. 養護者(家族等)への支援	39
第3章 養介護施設従事者等による虐待への対応	
1. 定義・概略	41
2. 市による相談・通報・届出への対応	41
3. 事実の確認・都道府県への報告	43
4. 市から都道府県への報告	45
5. 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使	45
6. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表	46
◎虐待対応フロー図	
養護者による虐待対応フロー図	47
養介護施設従事者等による虐待対応フロー図	48
◎様式集	
相談・通報・届出受付票(総合相談)【A票】	50
高齢者虐待受付票【B票】	51
事実確認票チェックシート【C票】	52
アセスメント要約票【D票】	54
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(コアメンバー会議用)【E票】	56
高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書【E票】	58
高齢者虐待対応評価会議記録表【F票】	60
高齢者虐待相談・通報受付票 ー養介護施設従事者等による虐待ー	61
事業者・職員用 高齢者虐待発見支援シート	62
虐待に関する庁内報告書 ー養介護施設従事者等による虐待ー	63
養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)	65
警察への援助依頼様式	67
立入検査証	68

第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待防止法の成立

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるとし、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、家族や養護者の負担の軽減を図ることなどを定め、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、平成17年11月1日に議員立法により、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」「法」といいます。）が成立しました。（平成18年4月1日施行）

2. 高齢者虐待防止法による定義

（1）法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者とし、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待として定義されています。

① 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者で、養介護施設従事者等以外の者」とされています。金銭管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
類型(例)	<p>① 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど。打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など <p>② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など <p>③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④ 外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服を着せる。意図的に薬を過剰に服用させて、動きを抑制する。など) ・外部から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
類型(例)	<p>① 意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにも関わらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にも関わらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。

心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
類型(例)	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。 ・怒鳴る、罵る、悪口を言う。

	<ul style="list-style-type: none"> ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレにけるのにオムツをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
--	--

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
類型(例)	<p>○本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など

経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
類型(例)	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待

要介護施設従事者等による高齢者虐待は、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。						
類型(例)	<p>① 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど。打撲をさせる。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為。 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 など <p>③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 【参考】緊急やむを得ない場合の判断基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">切迫性</td> <td>利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと</td> </tr> <tr> <td>一時性</td> <td>身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること</td> </tr> </table>	切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと	非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと	一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと						
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと						
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること						

介護・世話の 放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
類型(例)	<p>① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神的状態を悪化させる行為</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪や髭、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。 ・室内にごみを放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など <p>② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など <p>④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力をふるう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 <p>⑤ その他の職務上の義務を著しく怠ること</p>

心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
類型(例)	<p>① 威嚇的な発言、態度 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 など <p>② 侮辱的な発言、態度 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など <p>③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等は無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など <p>④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視してオムツを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など <p>⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 <p>⑥ その他</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
--	--

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
類型(例)	<p>○本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
類型(例)	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない)。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲			
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(2) 「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲について

市では、上記のような高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

例1 65歳以上の障がい者への虐待について

高齢者虐待防止法の施行後に、「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）が成立しました。65歳以上の障がい者について、2つの法律間に優先劣後の関係はないため、障がい所管課との連携のうえ、適切と思われる規定により対応することになります。

例2 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者への虐待について

「現に養護する者」というような関係性がない者の虐待の場合は、高齢者虐待防止法の対象外であるため、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号、以下「DV法」という。）や刑法等により対応することになります。「現に養護する者」であるかどうか事実確認等を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいくなどの対応が必要です。

例3 医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっているため、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行って

いるか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

例4 セルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態になる高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしい」「困っていない」など、市や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じる恐れやひいては孤立死に至るリスクも抱えています。このため、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

例5 65歳未満の者への虐待について

法では「高齢者」を65歳以上と定義していますが、介護保険法による地域支援事業の一つとして市には「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」（介護保険法115条の45第2項第2号）が義務付けられており、介護保険法の「被保険者」は65歳以上の者に限られていません。

3. 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、規定されています。

市町村の役割

■ 養護者による高齢者虐待について

- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第6条）
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）

- ④ 立入調査の実施（第 1 1 条）
- ⑤ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第 1 2 条）
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が取られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第 1 3 条）
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第 1 4 条）
- ⑧ 専門的に従事する職員の確保（第 1 5 条）
- ⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第 1 6 条）
- ⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第 1 8 条）
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
- ① 対応窓口の周知（第 2 1 条第 5 項、第 1 8 条）
- ② 通報を受けた場合の事実確認等
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第 2 2 条）
- ④ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第 2 4 条）
- 財産上の不当取引による被害防止（第 2 7 条）
- ① 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局、機関の紹介
- ② 財産上の不当取引の被害を受け、又は受ける恐れのある高齢者に係る審判の請求

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要です（第 16 条）。

（1）高齢者虐待防止ネットワークの構築

市は、高齢者虐待の防止から個別支援に至る各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待の恐れのある高齢者や養護者、家族に対する多面的な支援の出来る体制を構築していきます。

ア) 「早期発見・見守りネットワーク」

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。

重要なのは、「市」「地域包括支援センター」「地域住民」等が相互に連携することによって、はじめて有効に機能するということです。多角的な視点からの早期発見・見守りによる効果が期待され、孤立しがちな高齢者や家族に対して、見守り続けることで虐待の防止につなげ、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、その情報を市町村や地域包括支援センターの虐待対応窓口への相談・通報に繋げていくことで、問題が深刻化する前に解決することにもつながります。

イ) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」

介護保険事業者等から構成され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。また、日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。

ウ) 「関係専門機関介入支援ネットワーク」

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。なお、立入調査や緊急の場合の対応などの市町村による権限発動に協力してもらう機関が含まれていること、対象となる機関自体が市町村単位あるいはそれ以上の単位で設けられていることが多いこと等を踏まえれば、市町村が主体となりこれらのネットワークを構築し、関係機関の理解・協力を得て、高齢者虐待防止ネットワークの構築をスムーズに進める必要があります。

これら3つの機能が役割を分担し、連携して対応することによって高齢者虐待を防止したり、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

国及び地方公共団体の責務

高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法その他必要な事項についての調査研究を行わなければなりません（第26条）。

都道府県の役割

■ 養護者による高齢者虐待について（第19条）

- ①市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
- ②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

■ 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

- ①高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）
- ②養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第25条）

国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（第4条）。

保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（第5条）。

養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（第20条）。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（第21条第1項）。

このマニュアルは、厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月改訂）」を基に作成しています。

4. 高齢者虐待防止に向けた基本的な視点

（1）発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者を虐待と言う権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう支援するために、高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

（2）高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応（高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援）を行うことが重要です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待を未然に防止するために、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担の軽減、近所から孤立している高齢者世帯への働きかけによるリスク要因の提言などが必要となります。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

虐待問題が深刻化する前に発見・支援するために、民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民へ的高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関との連携体制の構築などによって、虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みづくりを整えることが重要です。

(5) 高齢者本人とともに養護者を支援

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています（第6条、第14条）。

ア. 高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれが対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は別の職員が分担するなど、チームとして対応する必要があります。

イ. 虐待発生要因と関連する課題への支援

養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えている場合は、虐待を解消させるために養護者支援に取り組むこととなります。

ウ. 養護者支援機関へのつなぎ

虐待が解消した後、養護者が引き続き課題を抱えている場合は、適切な機関に繋ぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

虐待の発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援に至る各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害、医療、生活保護など）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

5. 留意事項

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

(2) 高齢者の安全確保の優先します

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築けないときでも高齢者の安全確保を最優先にする必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

(3) 常に迅速な対応を意識します

虐待は、発生から時間が経過するにしたがって深刻化することが予想されるため、通報や届け出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届け出や緊急の場合に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

(4) 必ず組織的に対応します

相談や通報、届け出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に、事実確認の調査では、担当者一人への過度の負担を避け、客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

(5) 関係機関と連携して援助します

複合的な問題がある事例に対しては、市が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがあります。

(6) 適切に権限を行使します

高齢者虐待防止法では、虐待により重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に同法第 32 条の規定により審判の請求をすることを規定しています (9 条)。

高齢者の安全を最優先に考え、適切に行政権限を行使することが必要となるため、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

(7) 記録を残します

虐待の対応の如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織として、虐待対応に関する会議や当事者とのやり取りを記録することを徹底させることが重要です。記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

(山梨県高齢者虐待対応マニュアルより)

第2章 養護者による虐待への対応

1. 高齢者虐待の未然防止の取り組み

(1) リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。リスク要因は、高齢者や養護者・家族の生活状況や虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者・家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに行った養護者にとっても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

虐待のリスク要因の例

被虐待者側の問題	虐待者側の問題	その他の問題
<ul style="list-style-type: none"> ・加齢や怪我によるADL（日常生活自立度）の低下 ・認知症の発症・悪化 ・パワレス状態（無気力状態） ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの虐待者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・養護者との依存関係 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワレス状態（無気力状態） ・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・依存症（アルコール・ギャンブル等） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・性格的な偏り ・相談者がいない ・疾患に関する知識がない ・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立 	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け ・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

(2) 養護者に対する支援

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者に対する虐待を未然に防ぐことが可能となります。

(3) 高齢者虐待の啓発

高齢者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どここの家庭でも起こりうる身近な問題です。特に、認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることができない、あるいは認知症によって引き起こされる症状に対してどうしてよいかわからないなど、混乱を招きやすい状況があります。

また、認知症の高齢者にとっても、養護者・家族等の言うことが理解できないために、場合によっては叩いたり怒鳴るなどしてしまうこともあります。

高齢者虐待については、高齢者本人とともに養護者・家族等に対する支援も必要であるということを認識するとともに、そのことを住民にも広く理解してもらうような取組を行う必要があります。

(4) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

認知症高齢者は、養護者・家族等の言うことが理解できなかつたり、行動・心理症状が現れたりすることがありますが、養護者・家族等がこれを理解できず、又は受け入れることができずに対応してしまうと、認知症の症状の悪化につながる場合があります。また、家族に認知症に関する正しい知識がないために、必要な医療や介護を受けられていないこともあります。養護者の支援のためにも必要なサービスの利用につなげることが求められます。

そこで、認知症高齢者に対する正しい知識や介護方法などについて養護者・家族等や地域住民に理解がなされるような取組が必要となります。

2. 高齢者虐待の早期発見のための取り組み

(1) 通報（努力）義務の周知

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています（第5条）。また養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとされており、それ以外の場合も、通報に努めなければならないとされています。

(第7条)。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており(第8条)、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

(2) 高齢者虐待・養護者支援に関する対応窓口の周知徹底

高齢者虐待防止法では、相談等窓口、高齢者虐待対応協力者の名称を明確にし、住民や関係機関に周知することが規定されています(第18条)。相談等窓口はどこのなか端的に分かる名称を工夫し、住民や関係機関等に対して、市の担当部局名や機関名、その電話番号を周知しなければなりません。また、休日・夜間対応窓口についてもあわせて周知することが必要です。

高齢者が不当な扱いや虐待を受けていることが疑われる場合のサインの例

高齢者虐待の早期発見に役立つ12のサイン

1. 身体に不自然な傷やあざがあり、(高齢者自身や介護者が)説明もしどろもどろ
2. 脱水症を甘くみることは禁物。十分な水分補給が必要→家族が意図的に高齢者の水分補給を制限しているなどが想定される場合
3. 部屋の中に衣類、オムツ、食べかけの食事、食べ残しが散乱
4. 外で食事するとき、一気に食べてしまう→高齢者自身が自分で食事の準備をしたり、食べたりできない場合
5. 必要な薬を飲んでいない、服薬の介助をしていない
6. 強い無力感、抑うつ、あきらめ、投げやりな態度が見られる
7. 落ち着きがなく、動き回ったり異常によくおしゃべりする→認知症高齢者で、自傷行為や体の揺すり、指しゃぶり、かみつきの、不定愁訴や言葉の繰り返しなどの落ち着きない状態がある場合
8. 「年金をとりあげられた」と高齢者が訴える→十分な年金収入があるにもかかわらず、生活費に困窮したり、身に覚えのない借金の取立てが来るなど
9. 高齢者を介護している様子が乱暴に見える
10. 家族が福祉・保健・介護関係の担当者を避ける
11. 家の中から、家族の怒鳴り声や高齢者の悲鳴が聞こえる
12. 天気が悪くても、高齢者が長時間、外にたたずんでいる、あるいは昼間、姿を見かけなくなった、窓が閉まったままなど → この状態が継続する場合

虐待予防・発見のためのチェックリスト

●高齢者のサイン

- 体に不自然なあざや傷、やけどの跡が頻繁にみられる
- わずかなことにおびえやすい
- 「怖いから家にいたくない」などの訴えがある
- 居住する家が極端に非衛生的である
- いつも汚れていたり破れたりした服を着ている
- 不規則な睡眠の訴えがある
- 経済的に困っていないのに「お金がない」と訴えたり、利用負担のあるサービスを利用したがる など

●介護者のサイン

- 高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言をしばしばしている
- 高齢者に対し過度に乱暴な口の利き方をする
- 家から高齢者の介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴などが聞こえる
- 高齢者に面会させない など

3. 養護者による高齢者虐待対応

(1) 初動期段階

- ・初動期段階では、高齢者の生命・身体の安全確保が目的となります。
- ・高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届け出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応の評価を行うまでの流れを指します。

コアメンバー会議とは、“養護者による虐待”発生時における“初動期段階”での虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議。

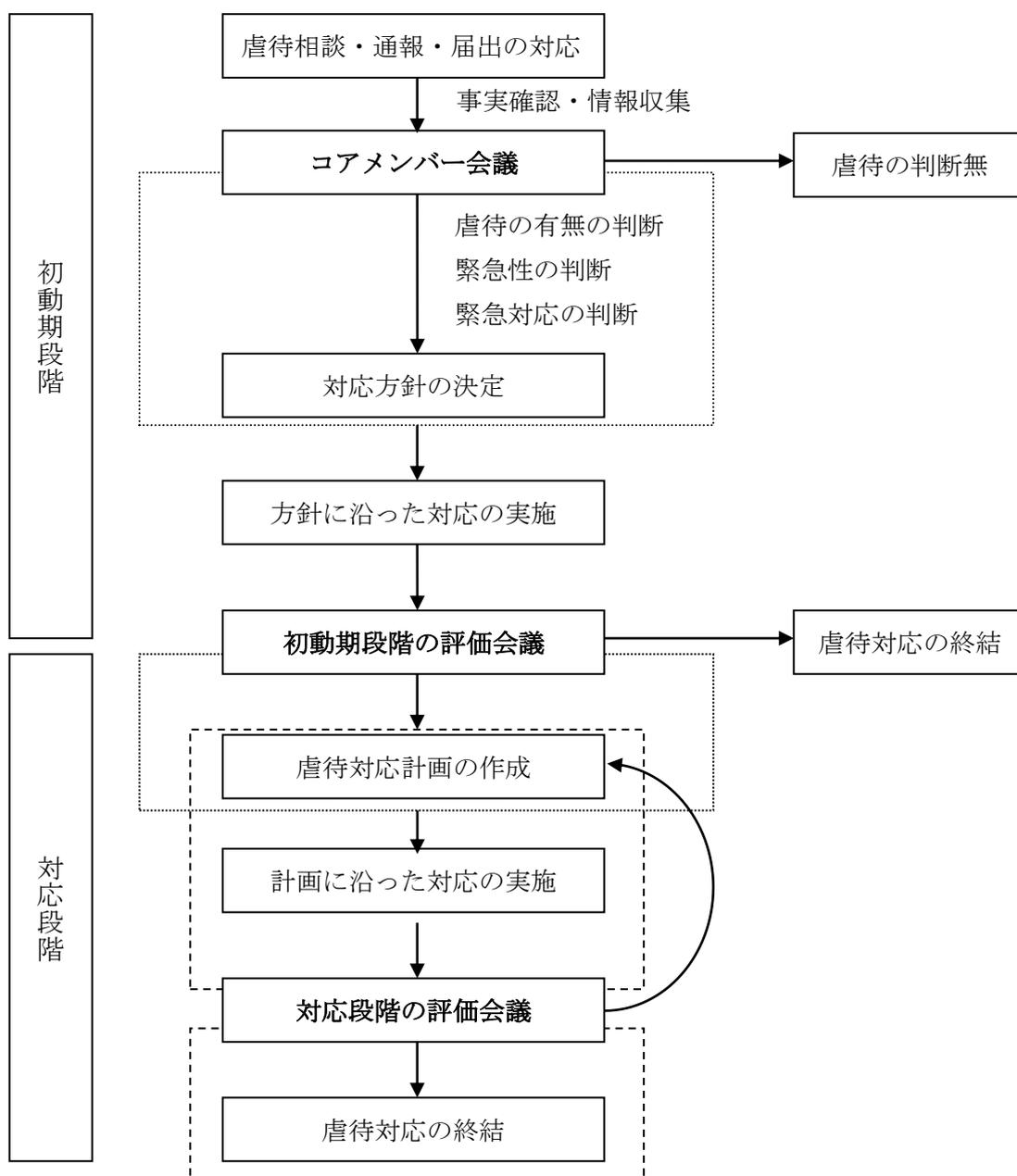
(2) 対応段階

- ・対応段階では、高齢者の生命・身体の安全確保を意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。
- ・対応段階とは、虐待と認定した事例に対して、「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応計画（案）の作成→虐待対応ケース会議（虐待対応計画案の協議・決定）→計画の実施→対応段階の評価会議→（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理→虐待対応計画の見直し～終結」という循環を繰り返す流れを指します。

(3) 終結段階

- ・虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消を確認したこと」が最低要件となります。
- ・同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極める必要があります。
- ・虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

☆養護者による虐待対応の簡易フロー図（詳細フロー図は P47）



4. 初動期段階

(1) 相談・通報等受理後の対応

ア. 情報の集約・管理のしくみの整備

高齢者虐待への対応では、統一的な運用ルールを定め、相談・通報等の情報から個別ケース対応までを記録する帳票類を整備し、運用の管理を行うことが必要です。また、これらの情報を集約し、対応する仕組み自体の見直しを行うことも必要となります。情報の集約・共有化によって、高齢者虐待に対する統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、ケース対応に関わる機関が相互に情報を共有化することで、より有効な連携につなげることが可能になります。

イ. 受付記録の作成

高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた職員は、相談内容について必要な項目を正確に聴き取るために、【相談受付票〔A票〕P50】を手元に用意して、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報などを聴き取ることが重要です。相談受付の中で虐待の可能性がある場合、【高齢者虐待受付票〔B票〕P51】にその内容を記載し、今後の初動期対応の展開に備えます。また、随時情報を収集していきます。

なお、通報時に通報者が焦って連絡している場合には、通報者に安心感を与えて落ち着かせることが重要です。その上で、必要な事項を聴き取るようにします。また、相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、高齢者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がる場合がありますので、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。

受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を聴いた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要です。

(2) 個人情報の保護等

ア. 市職員の守秘義務

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)では、利用目的の制限(第16条)、第三者の提供の制限(第23条)が義務付けられていますが、高齢者虐待の養護者等には同意を得ることの例外規定に該当します。都留市個人情報保護条例

においても、高齢者虐待はこれに該当します。

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。

また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない、通報又は届出を受けた場合には、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（第17条）。

イ. 関係機関・関係者の守秘義務

具体的な支援を検討するコアメンバー会議等では、虐待を受けている恐れがある高齢者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要がありますが、このときも個人情報を保護するための対応が必要となります。

(3) 事実確認

ア. 事実の確認の必要性

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。

事実確認を効果的に行うため、市担当部署と地域包括支援センターはあらかじめ、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行います。

イ. 事実の確認の実施方法

高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況、養護者や同居人等に関する情報について地域包括支援センターは訪問調査等で事実を把握し、【事実確認票〔0票〕P52.53】の各項目に整理します。

○高齢者や養護者への訪問調査

- ①虐待の種類や程度
- ②虐待の事実と経過
- ③高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ④養護者や同居人に関する情報の把握
- ⑤高齢者と養護者等の関係の把握
- ⑥民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関連部署・機関からの情報収集

➤確認された情報は【アセスメント要約票 [D 票] P54. 55】に集約・整理・精査する。

ウ. 事実確認に入るまでの期間

高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります（第9条）。

エ. 関係機関からの情報収集

庁内他部局をはじめ民生委員や医療機関、介護保険サービスを利用している場合には担当介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス事業者などからの多面的な情報を収集します。

（4）訪問調査を行う際の留意事項

○複数の職員による訪問

○医療職等の立ち会い

○信頼関係の構築を念頭に置き、柔軟な対応を

○高齢者、養護者等への十分な説明

・職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明

・調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明

・高齢者の権利について・・・基本的人権であり、各法などの保障、市町村がとり得る措置に関する説明 など

○高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

・身体状況の確認時・・・心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮

・養護者への聴き取り・・・第三者のいる場所では行わない など

（5）介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度があり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。養護者等にとって抵抗感の少ない以下のような方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討します。

○ケアマネやサービス事業所など関わりのある機関からのアプローチ

○医療機関への一時入院

※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。

○親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

○さまざまな工夫を重ねても、安全を確認することができない場合

これまで訪問した日時とその結果の記録をもとに適切な時期に立入調査の要否を検討します。

介入拒否時の対応のポイント

- 1 本人や家族の思いを理解・受容する
 - ・まずは本人や家族の思いを理解、受容する。
 - ・虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦労をねぎらいながら理解を示していく。評価し、ねぎらう。
 - ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係を作る。
- 2 名目として他の目的を設定して介入
 - ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。
- 3 訪問や声かけによる関係作り
 - ・定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
 - ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長く関わることに配慮する。
- 4 家族の困っていることから、段階を踏みながら少しずつ対応の幅を広げる
 - ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。
- 5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築
 - ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。
- 6 主たる支援者の見きわめ
 - ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
 - ・高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。
- 7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護
 - ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

(6) 虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定

ア. コアメンバー会議の開催

市担当部署は、速やかに会議を招集し、事実確認に基づいた情報を共有の上、【高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（コアメンバー会議用）【E票】P56.57】を使用しながら合議にて意思決定をしていきます。

地域包括支援センターが虐待に関する情報を記載した様式【B票】【C票】【D票】を基に検討し、状況に応じて立入調査ややむを得ない事由による措置等の市権限の行使もその場で決定が必要となるため、意思決定者である市管理者が会議に参加し、対応が滞ることがないように留意します。初回コア会議は、高齢者虐待担当部署の管理者・職員、関係部署職員、及び専門職員、地域包括支援センター職員で構成します。

イ. 虐待の有無の判断

初回コア会議において、事実確認・収集された情報から虐待の有無を判断します。

虐待の事実はない（虐待が疑われる事実等が確認されなかった）、収集した情報が十分ではなく判断できなかった、虐待の事実が確認された（虐待が疑われる事実が確認された）のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを確認します。

ウ. 緊急性の判断

虐待の事実が確認された、又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。

緊急性の判断は、高齢者の安全・安心の確保を目的に、入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性、立入調査の要否等の検討等を行います。

緊急性が高いと判断できる状況

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される<ul style="list-style-type: none">・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷・極端な栄養不良、脱水症状・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある<ul style="list-style-type: none">・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている |
|---|

- ・ 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
- ・ 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・ 虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
- 4 高齢者本人が保護を求めている
- ・ 高齢者本人が明確に保護を求めている

エ. 対応方針の決定

「コアメンバー会議」で虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待と認定した事例、事実確認を継続と判断した事例について、必要な対応方針を決定します。いずれにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体确保安全確保」という目的を明確にした上で、事例の状況に応じて検討することが重要です。

○虐待の有無の判断により虐待なしと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

○高齢者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合は、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

○措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。

○いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

(7) 行政権限の行使等

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じている恐れがあるにも関わらず、調査や介入が困難な場合には、立入調査の実施について検討する必要があります。

ア. 立入調査の法的根拠

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員や地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第11条）。

市町村長は、立入調査の際に必要なに応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています（第12条）。

また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若し

くは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています（第30条）。

イ. 立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行うことが必要です。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の条文はないため、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得する、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させるなどの対応が必要になります。

ウ. 立入調査の要否の判断

市や関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介しても養護者や高齢者とコンタクトがとれず、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。

立入調査の要否を判断するための確認事項の例

1 訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。

2 訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聴き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。

3 訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。

エ. 立入調査の事前準備

立入調査は、事前に綿密な準備を行い、立入調査のタイミングを慎重に検討し、高齢者の状況や養護者等の態度など、様々な状況の予測を立て、同行者と役割分担、対応、関係機関との連携などを具体的にシミュレーションしておくことが重要です。

不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行うことも大切です。

また、立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要性はありません。

オ. 立入調査における関係機関との連携

○警察との連携

高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています（第12条）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受ける恐れがあるなど市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼【警察への援助依頼様式 P67】を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

○その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所と連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

カ. 立入調査の執行手順

○立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。

○立入調査の執行にあたる職員

- ・ 予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・ 入院等の必要性を的確に判断する事のできる医療職の同行も有効です。

○高齢者の生命や身体の安全確認と保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢者から話を聴ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

高齢者の居室内に不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、実行

に踏み切ります。

○緊急に高齢者と養護者の分離が必要でないとは判断されたとき

緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

(8) 高齢者の保護

ア. 養護者との分離

○保護・分離の手段

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（特養、養護、短期入所等）、医療機関への一時入院、市独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

イ. やむを得ない事由による措置

①やむを得ない事由による措置を行う場合

高齢者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるなど、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るうえで必要がある場合は、適切に老人福祉法第10条の4（居宅サービスの措置）、第11条第1項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市長が職権により介護保険サービスを利用させることができます。利用できるサービスは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特別養護老人ホームです。

②養護老人ホームへの措置

なお、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」ではありませんが、養護老人ホームに措置することもあり得ます。

③虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

○法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、

老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第10条）。

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

（指定基準の取扱い）

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）（抄）第25条指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（報酬の取扱い）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日老企第40号）

第2の1（3）⑤

災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにも関わらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

④措置による入所後の支援

高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。措置後の居所、金銭搾取を回避する金銭管理などの支援が必要です。

また、養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要です。

⑤措置による入所の解消の判断

○養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合

○虐待の原因となる課題などの解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が進められている場合

○介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

⑥面会の制限

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」

が取られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるかとされています（第13条）。

○面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

○施設側の対応について

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市職員に面会の要望について連絡し判断をおおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方で役割分担が適切と考えられます。

○契約入所や入院等の場合

契約による施設入所や医療機関に入院した場合については、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、市と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。

○施設入所者に対する家族等の虐待について

既に老人福祉施設等に入所している高齢者の親族等が、当該高齢者の年金等を使い込む、通帳を施設に渡さず必要な支払いが行われないなどの場合は、「養護者による高齢者虐待」として扱います。

○施設所在地と養護者の住所地が異なる場合

高齢者が入所している施設所在地と養護者等の住所地が異なる場合、基本的には高齢者の居所のある市町村が対応することとし、関係する市町村へ情報提供を行いながら連携して対応にあたる必要があります。

(9) 成年後見制度の市長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求

を行うことが規定されています（第9条）。

市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りることから迅速な申立が可能です（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申し立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申し立ては行われなことが基本となります。）。

成年後見制度の活用が必要と判断した場合は、速やかに、市長申立の準備に入ります。緊急性が高いと判断される場合は、審判前に本人の財産を保全したり、本人が不利益行為を行った時に取り消し権を行使するなど、審判前の保全処分を検討することも有効です。

親族が申し立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先します。

（10）情報に関する保護対応

○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項における要件を満たさない又は「不当な目的」[住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第6項]があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求については、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

○年金搾取等の事実確認のための年金個人情報確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限定されていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号）により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けている恐れのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました（平成26年10月1日施行）。

○年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾

取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は、①基礎年金番号を別の番号に変更する、②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない、ことが可能です。

○虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置を行うことができます。

(1 1) 初動期段階の評価会議

コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価する為、「初動期段階の評価会議」を開催します。

初動期段階の評価会議では、協議資料として【高齢者虐待対応評価会議記録票〔F票〕P60】を作成します。出席者は、関係する市職員と地域包括支援センター職員です。会議では、目標・対応方法の変更の必要性、虐待の状況と高齢者の意向、養護者支援等について協議し、今後の方向性を決定します。

初動期段階の評価会議の開催後は、対応段階に進みます。

5. 対応段階

(1) 情報収集と虐待発生要因・課題の整理

①対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として、【B票】【C票】を継続して活用し、情報収集を行います。集めた情報は【D票】に集約します。

②虐待発生要因の明確化

収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで、虐待の発生の要因を明確にし、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

③高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握し、高齢者が

安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析を行います。そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

- ア. 継続した見守りと予防的な支援
- イ. 介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）
- ウ. 介護技術等の情報提供
- エ. 専門的（医療、経済など）機関の支援

②.③は【高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書（ケース会議）〔E票〕】を使用します。

（２）対応段階の評価会議

①情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問したり、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、「対応段階の評価会議」では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておくことも必要です。

②評価

評価は、虐待対応の終結まで定期的に虐待対応計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援計画の見直しなどを「対応段階の評価会議」において繰り返し行います。

③対応段階における再評価

対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していく必要があります。

②.③は、【高齢者虐待対応評価会議記録票〔F票〕P60】を使用します。

6. 終結段階

虐待対応の終結は、評価会議（初動期段階の評価会議または対応段階の評価会議）において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

7. 養護者(家族等)への支援

(1) 養護者(家族等)支援の意義

①養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努めます。

②介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

法に基づく対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因が「介護疲れ・介護ストレス」となっていることから、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

③養護者自身の抱える課題への対応

養護者が虐待発生の要因と直接・間接に関係する疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合や虐待が解消した後も養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

④家族関係の回復・生活の安定

援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげる必要があります。

(2) 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

○法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条）。

※高齢者虐待と定員超過の取扱いについては、P34を参照

第3章 養介護施設従事者等による虐待への対応

1. 定義・概略

高齢者虐待防止法に規定されている「養介護施設」、「養介護事業」、「養介護施設従事者等」の範囲は、介護保険施設等の入所施設や介護保険居宅サービス事業者など、老人福祉法や介護保険法で規定されている高齢者向け福祉・介護サービスの業務に従事する職員すべてが対象となります。なお、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者〔障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。〕については、「高齢者」とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

2. 市による相談・通報・届出への対応

（1）通報等の対象

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（第21条）。

- ① 当該養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等 ⇒ 通報義務
- ② ①以外の発見者（被虐待高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合） ⇒ 通報義務
- ③ ①②以外の発見者 ⇒ 努力義務

（2）通報等を受けた際の留意点

通報等を受けた職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが養介護施設従事者等による高齢者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を【高齢者虐待相談・通報受付票—養介護施設従事者等による虐待—P61】に記録、整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

(3) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐようにします。

施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合にも、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

(4) 相談・通報等受理後の対応

基本的には、養護者による虐待の初動期段階での対応（P25）と同様です。

(5) 通報者の保護

養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です（第23条）。

(6) 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養介護者による高齢者虐待についても同様。）（第21条第6項）。
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第21条第7項）。

が規定されています。こうした規定は、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

高齢者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第21条第1項から第3項までに規定する「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について通報したことにはなりません。

「過失によるもの」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、例えば、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。

なお、公益通報者保護法でも、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又

は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

3. 事実の確認・都道府県への報告

(1) 市による事実の確認

通報等を受けた市は、通報等内容の事実確認や高齢者の安全確認を行います。この際、事実確認の調査は、通報等がなされた養介護施設従事者等の勤務する養介護施設等及び、虐待を受けたと思われる高齢者に対して実施します。こうした事実確認等は、基本的には、当該養介護施設等への指定権限等の有無に関わらず、通報等を受けた市町村が行います。

ただし、当該市町村が指定権限を有していない場合は、指定権限等を有する都道府県と連携し、実施します。

① 「対応対策協議」における調査等の決定

高齢者虐待担当部署で関連情報を確認し、事実確認の準備ができれば、庁内関係部署職員による「対応対策協議」を開催し、施設・事業所への調査を検討・決定します。

事実確認の方法は、法の趣旨を踏まえて当該養介護施設等の「任意の協力の下に行う調査」、介護保険法第23条に基づくいわゆる「実施指導」、介護保険法第76条第1項等に基づくいわゆる「監査」の3つの中から適切なものを実施します。

② 調査項目

事実確認を的確に行うために、調査項目・調査体制・役割分担・調査手順等についても「対応対策協議」で決定します。

ア. 高齢者本人への調査項目

- ① 虐待の種類や程度
- ② 虐待の事実と経過
- ③ 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
- ④ サービス利用状況
- ⑤ その他必要事項

イ. 養介護施設等への調査項目

- ① 当該高齢者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項

(2) 調査を行う際の留意事項

- 原則として2人以上の職員での訪問
- 医療の必要性が疑われる場合には、医療職同伴による訪問調査
- 訪問の目的について十分な説明を行う
- 高齢者や養介護施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

(3) 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる高齢者、虐待を行った疑いのある養介護施設従事者等、所属する養介護施設等に対する調査を終えた後、調査報告書【虐待に関する庁内報告書－養介護施設従事者等による虐待－P63】を作成します。

(4) 虐待対応会議の開催

事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、対応方針の決定は、事実確認に参加した養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署職員（管理職含む）、介護保険担当部署職員及びその他関連するメンバーによる「虐待対応会議」で行います。

虐待の有無の判断は、虐待の定義類型に照らして慎重に検討する必要があります。

緊急性の判断を行い、必要な場合は高齢者の保護を行います。

虐待が認められた場合はもちろん、虐待は認められなくとも、運営基準違反行為や不適切なケア等が認められた場合には、養介護施設等に対し、改善指導を行う必要があります。再発防止に向けた指導内容は、虐待や不適切なケア等が発生した直接的な原因とともに、養介護施設等の管理運営体制など背景要因を含めて検討する必要があります。

(5) 改善計画の確認

養介護施設等に対し、訪問調査の結果を報告するに当たり、改善が必要と考えられる事項と指導内容を通知します。

養介護施設等は、通知を受けて定められた期限内に指導内容に対する改善計画書の提出を依頼します。実効性が伴わない具体性に欠ける計画の場合は、修正の指導が必

要となります。また、改善計画においてはそれぞれの行動計画に期限を設け、進捗の確認ができる形で提出を促します。

(6) モニタリング・評価

改善計画書受理後、市町村は、当該養介護施設等を訪問し、実施している高齢者虐待の再発防止に向けた改善取組のモニタリングを行います。モニタリングは、場合によっては複数回実施し、取組の様子を確認します。

達成目標期日が経過した段階で、市は、改善取組の評価を当該養介護施設等に対して行います。

(7) 「評価会議」と終結

虐待対応は、最終的に必ず終結の判断を行います。

「評価会議」は、モニタリングを実施しながら、養介護施設従業者等による虐待状態の解消の確認や養介護施設等において、虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができていることを確認します。確認ができれば終結の決定をします。

4. 市から都道府県への報告

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません（第22条）。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、県に報告する情報は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が確認できた事例のみとし、対応が終了した事例について、虐待に関する事項を【養介護施設従事者等による高齢者虐待について（報告）P65】により県に報告します。

5. 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、通報・届出を受けた市町村、市町村からの報告を受けた都道府県は、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが明記されています（第24条）。

養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認し、高齢者虐待が認められた場合には、市又は都道府県は、

指導を行い、改善を図るようにします。

指導に従わない場合には、別表に掲げる老人福祉法及び介護保険法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図ります。

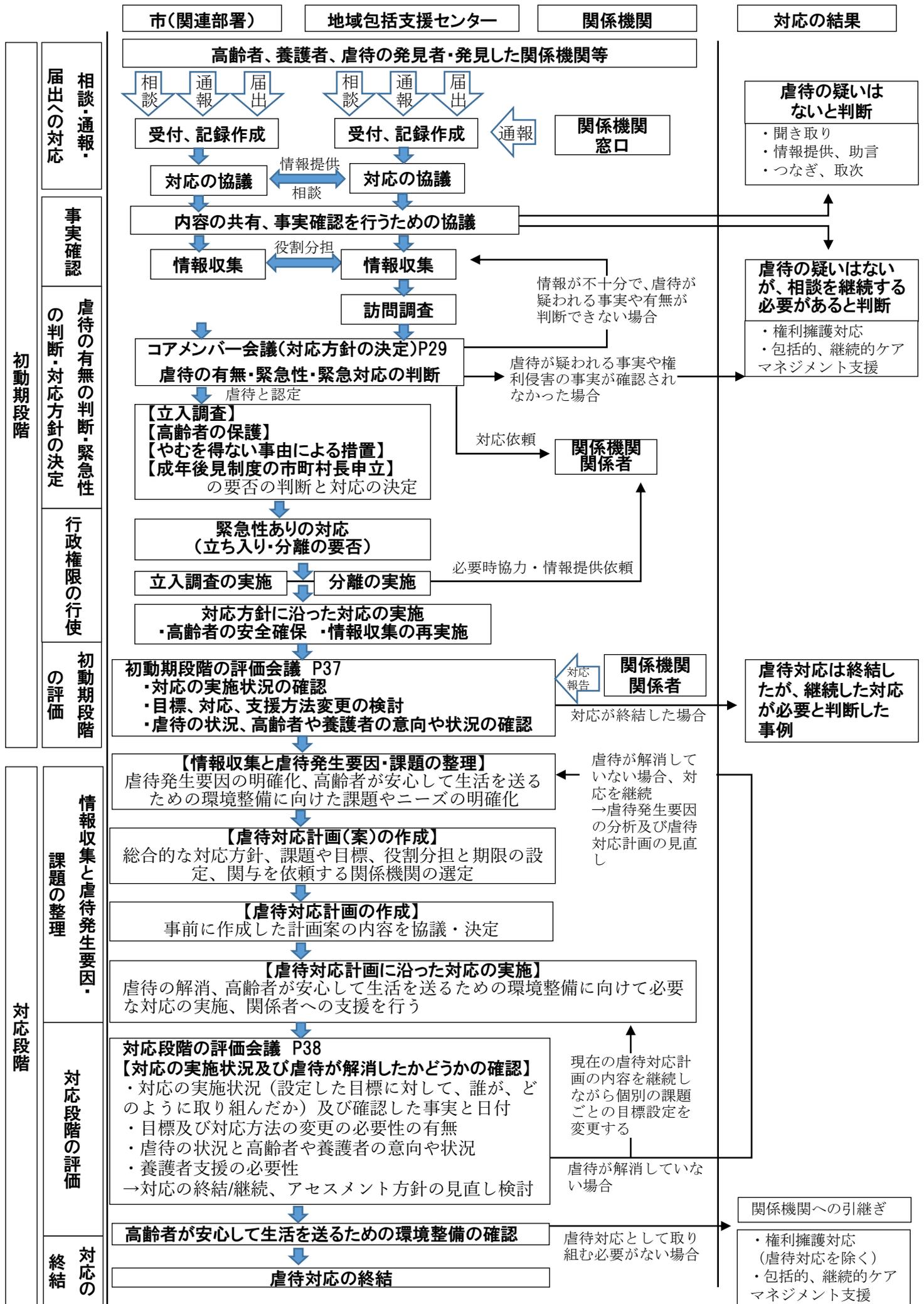
6. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとするものとされています（第25条）。

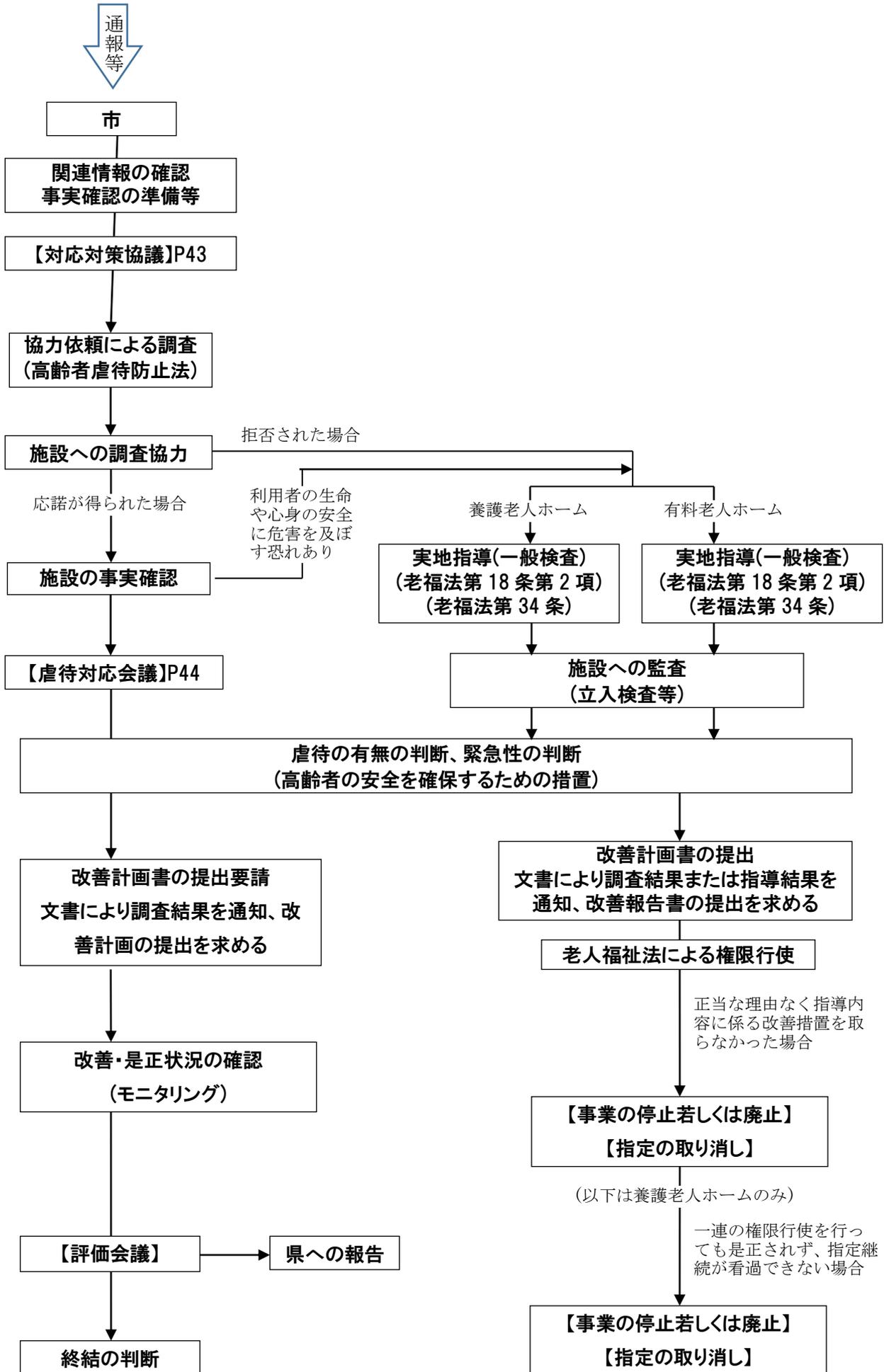
この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県・市における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。

都道府県が公表する項目

- | |
|--|
| <p>①高齢者虐待の状況</p> <ul style="list-style-type: none">・被虐待者の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）・高齢者虐待の類型（身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待） <p>②高齢者虐待に対して取った措置</p> <p>③その他の事項（厚生労働省令で規定）</p> <ul style="list-style-type: none">・施設、事業所の種別類型・虐待を行った養介護施設従事者等の職種 |
|--|



介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム(含む未届け施設)の場合



A 票

相談・通報・届出受付票（総合相談）

相談年月日	令和 年 月 日 時 分～ 時 分		対応者：	所属機関：
相談者 (通報者)	氏名		受付方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他 ()
	住所または 所属機関名		電話番号	
	本人との 関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族親族（同居・別居）続柄： <input type="checkbox"/> 近隣住民・知人 <input type="checkbox"/> 民生委員 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 在宅介護支援センター <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス事業所 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 ()		

【主訴・相談の概要】

--

【本人の状況】

氏名		性別		生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 年 月 日	年齢		歳
現住所	住民票登録住所 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 異							
	電話：	その他連絡先：						(続柄：)
居所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 病院 () <input type="checkbox"/> 施設 () <input type="checkbox"/> その他 ()							
介護認定	<input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (月 日) <input type="checkbox"/> 未申請 <input type="checkbox"/> 申請予定							
利用サービス	介護保険	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし			介護支援専門員			
	介護保険外	<input type="checkbox"/> あり () <input type="checkbox"/> なし			居宅支援事業所			
主疾患	<input type="checkbox"/> 一般 () <input type="checkbox"/> 認知症 () <input type="checkbox"/> 精神疾患 () <input type="checkbox"/> 難病 ()							
身体状況				障害手帳	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (等級： 種別：)			
経済状況								生活保護受給 (<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり)

【本人の意向など】※生活歴、キーパーソン、関係機関などわかる範囲で書き込む

--

【世帯構成】

家族状況 (ジェノグラム)

【介護者の状況】

氏名		年齢		歳
続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 息子 <input type="checkbox"/> 娘 <input type="checkbox"/> 息子の配偶者			
	<input type="checkbox"/> 娘の配偶者 <input type="checkbox"/> 実兄弟 <input type="checkbox"/> 実姉妹 <input type="checkbox"/> 義兄弟			
	<input type="checkbox"/> 義姉妹 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他 ()			
連絡先	<input type="checkbox"/> 同上			
	電話番号		職業	
その他特記事項				

【総合相談としての対応】

<input type="checkbox"/> 相談終了： <input type="checkbox"/> 聞き取りのみ <input type="checkbox"/> 情報提供・助言 <input type="checkbox"/> 他機関への取次・斡旋（機関名：) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 相談継続： <input type="checkbox"/> 権利擁護対応（虐待対応をのぞく） <input type="checkbox"/> 包括的継続的ケアマネジメント支援 <input type="checkbox"/> 高齢者虐待（裏面記入） <input type="checkbox"/> その他 () 備考 ()

B票

高齢者虐待受付票

【不適切な状況の具体的な内容】※事実確認を行うための根拠とする情報を記入する欄

情報源	相談者（通報・届出者）は <input type="checkbox"/> 実際に目撃した <input type="checkbox"/> 怒鳴り声や泣き声、物音等を聞いて推測した <input type="checkbox"/> 本人から聞いた <input type="checkbox"/> 関係者（ ）から聞いた
相談・訴えの内容	<input type="checkbox"/> 家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 介護が必要なのに、サービスを利用している様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> あざや傷がある〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 問いかけに反応がない、無表情、怯えている〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 食事をきちんと食べていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 年金などお金の管理ができていない〔疑い〕 <input type="checkbox"/> 養護者の態度（ ） <input type="checkbox"/> その他（具体的な内容を記載）
虐待の可能性（通報段階）	<input type="checkbox"/> 身体的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 放棄・放任の疑い <input type="checkbox"/> 心理的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 性的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 経済的虐待の疑い <input type="checkbox"/> 虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）

【情報収集依頼項目】 依頼日時：令和 年 月 日 時 分 依頼先： 依頼方法（電話 訪問 その他）

世帯構成	<input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> その他（ ）
介護保険	<input type="checkbox"/> 介護認定の有無 <input type="checkbox"/> 担当居宅介護支援事業所 <input type="checkbox"/> 介護保険料所得段階 <input type="checkbox"/> 介護保険料収納状況
福祉サービス等	<input type="checkbox"/> 生活保護の利用 <input type="checkbox"/> 障害者手帳の有無（身・知・精） <input type="checkbox"/> 障害福祉サービス利用状況 <input type="checkbox"/> （ ）
経済状況	<input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 国民年金 <input type="checkbox"/> 遺族年金 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料収納状況
関係機関等	<input type="checkbox"/> 主治医・医療機関 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センターの関与 <input type="checkbox"/> 他機関（ ）の関与
その他	<input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ）

※情報収集依頼によって得られた情報は、アセスメント要約票D票へ集約し整理する

【事実確認の方法と役割分担】 協議日時：令和 年 月 日 時 分 協議者： 方法（電話 訪問 その他）

事実確認の方法	面接調査 <input type="checkbox"/> 訪問 <input type="checkbox"/> 来所 面接者（ ， ）
	聞き取り <input type="checkbox"/> ケース会議等（担当： ） <input type="checkbox"/> 関係機関（ 担当： ）
※訪問時の状況や聞き取りした内容を事実確認票C票へ記載	
事実確認中に予測されるリスクと対応方法	
事実確認期限	年 月 日 時迄 ※48時間以内のコアメンバー会議開催を踏まえて設定する
立入調査の必要性	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要検討（理由： ）

※[事実確認の方法と役割分担]に関する協議が終わったら「事実確認」へ

C票(裏)

事実確認項目 (サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」:行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:太字の項目が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

通	確認日	確認項目	サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法
身体 の状態・ けが等		外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の褥そう、その他() 部位: 大きさ:	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫脹、床ずれ、その他() 部位: 大きさ: 色:	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
生活 の状況		衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な食事	菓子パンのみの食事、他所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、長時間家の外に出されている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、年金通帳・預貯金通帳がない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
話 の内容		恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		保護の訴え	「殺される」「○○が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたい」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		性的事柄の訴え	「生殖器の写真が撮られた」などの発言、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
表情・ 態度		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
適切 な支援		適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な服薬の管理	本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		入退院の状況	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		適切な介護等サービス	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
養 護 者 の 態 度 等		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		保護の訴え	虐待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		暴力、脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとうとうとしない、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		支援者に対する態度	援助の専門家と会うのを避ける、話したがる、拒否的、専門家に責任転嫁、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
		精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
	その他		1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()	

アセスメント要約日: 年 月 日 要約担当者:

高齢者本人氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	居所: <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 入所・院			
養護者氏名:	性別・年齢: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 歳	高齢者本人との関係:	同居の状況: <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居		
高齢者本人の希望	居所の希望: <input type="checkbox"/> 在宅 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 不明 / 分離希望: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明				
	意思疎通: <input type="checkbox"/> 可能 <input type="checkbox"/> 特定条件のもとであれば可能 () <input type="checkbox"/> 困難 <input type="checkbox"/> 不明 話の内容: <input type="checkbox"/> 一貫している <input type="checkbox"/> 変化する 生活意欲: <input type="checkbox"/> 意欲や気力が低下しているおそれ (無気力、無反応、おびえ、話をためらう、人目を避ける、等)				
I. 高齢者本人の情報 面接担当者氏名:			虐待解消に向けた対応課題		
【健康状態等】					
疾病・傷病 :	既往歴 :				
受診状況 :	服薬状況(種類) :				
受診状況 :	服薬状況(種類) :				
診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他 () 具体的症状等⇒	□課題				
要介護認定 : <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 要支援 () <input type="checkbox"/> 要介護 () <input type="checkbox"/> 申請中 (申請日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> 未申請					
障害 : <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害 (□あり □疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害 (□あり □疑い)					
精神状態 : <input type="checkbox"/> 認知症 (□診断あり □疑い) <input type="checkbox"/> うつ病 (□診断あり □疑い) <input type="checkbox"/> その他 ()					
【危機への対処】					
危機対処場面において: <input type="checkbox"/> 自ら助けを求められることができる <input type="checkbox"/> 助けを求めることが困難			□課題		
避難先・退避先 : <input type="checkbox"/> 助けを求める場所がある () <input type="checkbox"/> ない					
【成年後見制度の利用】					
成年後見人等: <input type="checkbox"/> あり (後見人等:) <input type="checkbox"/> 申立中 (申立人:) <input type="checkbox"/> 申立予定あり <input type="checkbox"/> 申立予定なし			□課題		
【各種制度利用】					
<input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 自立支援法 <input type="checkbox"/> その他 ()			□課題		
【経済情報】					
収入額 月 ____万円 (内訳:) 預貯金等 ____万円 借金 ____万円 1ヶ月に本人が使える金額 ____万円 具体的な状況 (生活費や借金等) :			□課題		
<input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他 ()					
金銭管理 : <input type="checkbox"/> 自立 <input type="checkbox"/> 一部介助 (判断可) <input type="checkbox"/> 全介助 (判断不可) <input type="checkbox"/> 不明					
金銭管理者: <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 成年後見人等 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> その他 ()					
【エコマップ】		【生活状況】			
		食 事 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 調 理 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 移 動 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 買 物 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 掃除洗濯 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 入 浴 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 排 泄 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 服薬管理 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 預貯金年金の管理 (□一人で可 □一部介助 □全介助) 医療機関の受診 (□一人で可 □一部介助 □全介助)		□課題	
		【性格上の傾向、こだわり、対人関係等】			
		【その他特記事項】			
		□課題			

D票(裏)

II. 養護者の情報 面接担当者氏名:		虐待解消に向けた対応課題
【養護者の希望】		<input type="checkbox"/> 課題
【健康状態等】		<input type="checkbox"/> 課題
疾病・傷病:	既往歴:	
受診状況:	服薬状況(種類):	
受診状況:	服薬状況(種類):	
診断の必要性: <input type="checkbox"/> 内科 <input type="checkbox"/> 精神科 <input type="checkbox"/> 外科 <input type="checkbox"/> 整形外科 <input type="checkbox"/> その他() 具体的症状等⇒		
性格的な偏り:		<input type="checkbox"/> 課題
障害: <input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 精神障害(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い) <input type="checkbox"/> 知的障害(<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 疑い)		
【介護負担】		<input type="checkbox"/> 課題
被虐待高齢者に対する介護意欲: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 介護技術・知識: <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い <input type="checkbox"/> 不明		
1日の介護時間: <input type="checkbox"/> ほぼ1日中 <input type="checkbox"/> 必要時のみ <input type="checkbox"/> 不明 介護の代替者: <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に		<input type="checkbox"/> 課題
平均睡眠時間: およそ____時間		
【就労状況】		<input type="checkbox"/> 課題
就労状況: <input type="checkbox"/> 就労(就労曜日____~____ 就労時間____時~____時)、雇用形態(<input type="checkbox"/> 正規、 <input type="checkbox"/> 非正規) <input type="checkbox"/> 非就労 <input type="checkbox"/> 福祉的就労		<input type="checkbox"/> 課題
【経済状況】		
収入額 月____万円(内訳:) 預貯金等____万円 借金____万円 <input type="checkbox"/> 被虐待高齢者の年金に生活費を依存 <input type="checkbox"/> 借金トラブルがある <input type="checkbox"/> ギャンブルによるトラブルがある <input type="checkbox"/> 生活保護受給 <input type="checkbox"/> 介護保険料滞納 <input type="checkbox"/> 国民健康保険料滞納 <input type="checkbox"/> その他()		
【近隣との関係】		<input type="checkbox"/> 課題
<input type="checkbox"/> 良好() <input type="checkbox"/> 挨拶程度 <input type="checkbox"/> 悪い <input type="checkbox"/> 関わりなし <input type="checkbox"/> 不明		
III. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法、地域や近隣との関係、等)		
※高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1) E票の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する		<input type="checkbox"/> 課題
IV. その他(関係者、関係機関の関わり等)		
※高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1) E票の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する		<input type="checkbox"/> 課題
【全体のまとめ】: I~IVで抽出された課題の結果を踏まえて整理する。 ※計画書(1) E票の「総合的な支援の方針」、計画書(2) E票の「対応困難な課題/今後検討しなければならない事項」に反映する		

E票（表）

高齢者虐待対応会議記録・計画書（1）～コアメンバー会議用

高齢者本人氏名

殿

初回計画作成日

年

月

日

計画作成者所属

地域包括支援センター

計画作成者氏名

会議日時：

年

月

日

時

分～

時

分

会議目的		出席者	所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名 所属： 氏名
虐待事実の判断	<input type="checkbox"/> 虐待の事実なし <input type="checkbox"/> 虐待の事実あり → <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放任 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 緊急保護の検討 <input type="checkbox"/> 保護の検討、集中的援助 <input type="checkbox"/> 防止のための保護検討 <input type="checkbox"/> 継続的、総合的援助 <input type="checkbox"/> 事実確認を継続	高齢者本人の意見・希望	
緊急性の判断	<input type="checkbox"/> 入院や通院が必要（重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療） <input type="checkbox"/> 高齢者本人・養護者が保護を求めている <input type="checkbox"/> 暴力や脅しが日常的に行われている <input type="checkbox"/> 今後重大な結果が生じる、繰り返し返されるおそれが高い状態 <input type="checkbox"/> 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある <input type="checkbox"/> その他（ ）	養護者の意見・希望	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 緊急的分離／保護（ ） <input type="checkbox"/> 入院（ ） <input type="checkbox"/> 家族支援・家族間調整 <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整（ ） <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援（ ） <input type="checkbox"/> 経済的支援（生活保護相談・申請／各種減免手続き等）（ ） <input type="checkbox"/> 成年後見制度／日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）活用検討 <input type="checkbox"/> 関係機関との連携（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
総合的な支援の方針 ※アセスメント要約票D票【全体のまとめ】より		支援内容	<input type="checkbox"/> 有： <input type="checkbox"/> 訪問介護 <input type="checkbox"/> 通所介護 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護 <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護 <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 無： <input type="checkbox"/> 検討中（理由： ） <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 検討中（理由： ）
	後見等申立		

高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)～コアメンバー会議用

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担			
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間／評価日	
高齢者							
養護者							
その他の家族関係者							
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等(アセスメント要約票D票の「全体のまとめ」から記載)				計画評価予定日	年	月	日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

E票(表)

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1)

計画作成日 年 月 日

高齢者本人氏名 殿

初回計画作成日 年 月 日

計画作成者所属
計画作成者氏名

計画作成段階 見直し 措置解除 虐待終結
計画の作成回数: ____回目

会議日時: 年 月 日 時 分～ 時 分

会議目的 高齢者本人の 意見・希望	出席者 所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名		所属: 氏名 所属: 氏名 所属: 氏名
	※アセスメント要約票D票のⅢ、Ⅳを集約する 支援機関・関連機関等連携マップ		
養護者の 意見・希望	※支援の必要性 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明		
総合的な 支援の方針 ※アセスメント 要約票D票 [全体のまとめ] より			

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(2)

対象	優先順位	課題	目標	具体的な役割分担			
				何を・どのように	支援機関・担当者等	実施日時・期間／評価日	
高齢者							
養護者							
その他の家族関係者							
対応が困難な課題／今後検討しなければならない事項等(虐待終結に向けた課題等を記載)				計画評価予定日	年	月	日

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

高齢者虐待相談・通報受付票

－養介護施設従事者等による虐待－

年 月 日 報告者

受付日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分	
相談・通報者・届出者	受付者 ふりがな 氏名 被虐待者との関係・連絡先	
連絡方法	電話 来所 訪問 FAX メール その他 ()	
高齢者 (被虐待者)	男 ふりがな 氏名 女	M・T・S 年 月 日 (歳)
	住 所	
	TEL	
	要介護認定 なし あり (要支援 1 2 要介護 1 2 3 4 5) 身体状況 障害なし・障害あり () 判断能力 自立 I II a II b III a III b IV M 不明 生活状況 在宅 入院中・入所中 () その他 ()	
養介護施設等	名 称 (サービス種別)	
	所在地	
	TEL FAX	
虐待者	資格・職名	
	男 ふりがな 従事者名 女	M・T・S 年 月 日 (歳)
虐待の状況 発見者 (誰が) 日 時 (いつ) 場 所 (どこで) 状 況 (内容)	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
対応状況 対応予定		
	虐待の可能性 <input type="checkbox"/> 大 <input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 不明	
	緊急の保護 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 不明	

事業者・職員用 高齢者虐待発見支援シート

年 月 日	年 月 日	電話・来所・訪問（ ）			
誰からの相談		本人との 関係			
連絡先					
虐待を受けている方の状況					
氏 名		生年月日	M・T・S	年 月 日	(歳)
住 所					
電 話		主 治 医	無・有（ ）		
介 護 度	なし	要支援 1・2	要介護度 1・2・3・4・5		
精 神 状 態	認知症	うつ病	精神疾患		
意 思 表 示	逃げたい	怖い	サインあり（ ）		
虐待者の状況 本人との関係（ ）同居・別居					
精神状態	精神疾患				
	介護疲れ	不眠			
	他の家族の協力 なし・あり（ ）				
虐待の区分・状況					
身体的虐待	暴 力	あ ざ	け が	やけど	部位（ ）
経済的虐待	年金管理		利用料の未納 なし・あり（ ）		
介 護 放 棄	衣類の汚れ、オムツ交換していないなど				
	不適切な食事・食事を与えていない、脱水症状がある				
	医療未受診				
心理的虐待	暴 言	無 視			
気になること					
対応者		連絡先			

次の対応

当てはまることがあれば、虐待の疑い →

都留市地域包括支援センターへ報告
() へ報告済み

年 月 日

報告年月日 年 月 日

虐待に関する庁内報告書 ー養介護施設従事者等による虐待ー

報告日 年 月 日 報告者

虐待の状況

養介護施設の 情報	施設・事業所名	【施設・事業所の種類】1 特別養護老人ホーム 2 介護老人保健施設 3 介護療養医療施設 4 認知症対応型生活介護 5 有料老人ホーム 6 小規模多機能型居宅介護等 7 軽費老人ホーム 8 養護老人ホーム 9 短期入所施設 10 訪問介護等 11 通所介護等 12 特定施設入居者生活介護 13 居宅介護支援等 14 その他 ※10・11について具体的に		
	所在地			
	電話番号			
事実確認の方法	1 訪問調査 2 関係者からの情報収集 3 立入調査 4 事実確認未調査 (①虐待ではなく調査不用 ②調査を予定・検討中 ③県に調査依頼 ④その他) (理由) 具体的な方法・日時:			
高齢者本人の 情報	氏名		生年月日 不明 M T S 年 月 日 歳	男・女
	居住地	認知症自立度 (自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M・自立度不明・認知症の有無不明) 障害自立度 (自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2・不明)		
	介護認定	養介護 ()・要支援 ()・非該当・未申請・申請中 (年 月 日)・申請予定		
	利用サービス	介護保険		
		その他 福祉サービス		
	【心身の状態】	【本人の意思】 意思表示: 可・不可 虐待の認識: 有・無		
養介護施設従事者等 の情報	従事者氏名		男・女 不明	【年齢】 1: 30歳未満 2: 30代 3: 40代 4: 50代 5: 60代以上 7: 不明、その他
	【健康状態、勤務状況、その他】	【従事者の職種等】1 介護職 2 看護職 3 管理職 4 施設長 5 経営者・開設者 6 その他 7 不明 具体的に		
	【発生状況】 1 教育・知識・介護技術等に関する問題 2 職員のストレスや感情コントロールの問題 3 職員の性格や資質の問題 4 倫理観や理念の欠如 5 人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ 6 虐待を助長する組織の体制や職員間の関係性の悪さ 7 その他 () 【具体的な背景等】			
虐待等の事実経過				
その他の情報	※従事者等が複数の場合は必ず記入			

判断と今後の方針、対応

事実確認結果	種類	1 虐待（①身体的 ②介護等の放棄 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待） 2 虐待・不適切はない 3 虐待の判断には至らない（虐待とは言い切れないが不適切な状況：身体・介護放棄・心理・性的・経済的）		
	程度・緊急性	1 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等 2 3 生命・身体・生活に著しい影響 4 5 生命・身体・生活に関する重大な危険 6 不明 7 その他		【具体的内容】
		緊急性：有 無	虐待に該当する身体拘束：有 無	高齢者本人の死亡：有 無
	課題			
虐待対応会議等	実施日	年 月 日	出席者	
	検討内容	【今後の対応等】		
	今後	【対応】 1 県に連絡・報告：①施設等に対する指導 ②改善計画の提出依頼 ③従事者等への注意・指導 2 市で対応：権限行使以外 ①施設等に対する指導 ②改善計画の提出依頼 ③従事者等への注意・指導 権限行使 ④報告徴収・質問・立入検査 ⑤改善勧告 ⑥公表 ⑦改善命令 ⑧指定の全部・一時停止 ⑨指定取消 ⑩現在対応中 ⑪その他（ ）		

確認	高齢者虐待担当課				
	課長	補佐	リーダー	担当	報告者
	関連担当課				
	() 課				
	() 課				

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)

山梨県知事 殿

都留市長

印

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、次の通り報告します。

本件について当市において事実確認を行った結果、次の事項に該当します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた。

特に下記の理由により、悪質なケースと判断したため、県の迅速な対応を行う必要がある。

更に県と共同して事実の確認を行う必要がある。

(理由)

1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

名 称			
サービス種別	(事業所番号)		
所 在 地			
電話番号		F A X 番号	

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたとされる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度
その他心身の状況

性 別	男 ・ 女	年 齢	
要介護度	要支援 ()	要介護 ()	その他
心身の状況			

警察への援助依頼様式

第 号	
高齡者虐待事案に係る援助依頼書	
年 月 日	
大月警察署長 殿	
都留市長 印	
高齡者虐待の防止、高齡者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項 及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。	
依頼事項	日 時 年 月 日 時 分 ~ 時 分
	場 所
	援助方法 <input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺で待機 <input type="checkbox"/> その他 ()
高齡者	(ふりがな) 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生 年 月 日 年 月 日生 (歳)
	住 所 <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () - 番
	職 業 等
養護者等	(ふりがな) 氏 名 <input type="checkbox"/>男 ・ <input type="checkbox"/>女
	生 年 月 日
	住 所 <input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()
	電 話 () - 番
	職 業 等
	高齡者との 関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他の親族 () <input type="checkbox"/> その他 ()
虐待の状況	行為の種類 <input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 養護の著しい怠り <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容
高齡者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由	
警察の援助を必要とする理由	
担当者・連絡先	所属・役職 氏名
	電話 () - 番 内線
	携帯電話 - 番

立 入 検 査 証

(表)

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	
<p>上記の者は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
都留市長 印	

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(通報等を受けた場合の措置)

第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定により通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認の措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、介護保険法第一百五十五条の第三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定 による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

